

命 令 書

申立人 外国銀行外国商社労働組合大阪支部第三分会

被申立人 アルヘマーネ・バンク・ネーダランド・エヌ・ブイ
日本における代表者 Y

同 アルヘマーネ・バンク・ネーダランド・エヌ・ブイ 大阪営業所

主 文

1 被申立人らは、A 1、A 2、A 3、A 4、A 5、A 6 及び A 7（以下、それぞれ姓のみに
よって表示する）に対して、昭和52年12月27日付けで次のとおり昇格したものと
して取り扱うとともに、同日以降同格付けによって得られる賃金・一時金相当額（た
だし、既に支払った金員を除き、その未払金に対する年5分の割合による金員を
含む）を支払わなければならない。

(1) A 1 及び A 2 は、B クラスオフィサーに昇格したものとすること

(2) A 3、A 4、A 5、A 6 及び A 7 は、課長代理に昇格したものとすること

2 被申立人らは、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

申立人代表者あて

被申立人ら代表者名

当行は、貴分会員に対して行った次の行為が労働組合法第7条第1号及び第3号に
該当する不当労働行為であることを認め、今後このような行為を繰り返さない
ことを誓約いたします。

(1) A 1 及び A 2 の両氏に対して、B クラスオフィサーに格付けしなかったこと

(2) A 3、A 4、A 5、A 6 及び A 7 の各氏に対して、課長代理に格付けしなかったこと

3 申立人の昭和52年12月26日以前に係る昇格についての申立ては、これを却下する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人アルヘマーネ・バンク・ネーダランド・エヌ・ブイ（以下「銀行」という）
は、肩書地（編注、オランダ国アムステルダム市）に本店をおく国際的な商業銀行
であり、被申立人アルヘマーネ・バンク・ネーダランド・エヌ・ブイ大阪営業所（
以下「大阪支店」という）は、銀行の支店として肩書地（編注、大阪市東区）
において外国為替業務などを営んでおり、本件審問終結時の従業員は58名である。

なお、銀行は、日本においては大阪支店のほか、東京都、神戸市及び福岡市にも
それぞれ営業所（以下それぞれ「東京支店」、「神戸支店」、「福岡支店」という）
を置いている。

(2) 申立人外国銀行外国商社労働組合大阪支部第三分会（以下「分会」という）は、昭和39年7月、大阪支店の従業員をもって組織していた和蘭銀行従業員組合大阪支部（以下「大阪従組」という）を改組し、外国銀行外国商社労働組合（以下「外銀労」という）の下部組織として新らしく発足した労働組合で、本件審問終結時の分会員は20名である。

外銀労は、上部団体として外国銀行従業員組合連合会（以下「外銀連」という）に加盟しており、分会は外銀連関西地方協議会（以下「関西地協」という）、大阪本町地域労働組合共闘会議（以下「本町地労共」という）などに加盟している。

なお、東京支店及び神戸支店には、それぞれ従業員によって外銀労の分会が組織されているが、これとは別に従業員組合（以下「従組」という）が組織されている。

2 労使関係の推移について

分会結成後、分会と大阪支店との間にはこれまで数次にわたり不当労働行為をめぐる争いがあり、分会は当委員会に対し、次のような不当労働行為救済申立てを行った。

(1) 41年6月14日、大阪支店では、分会員のA1（以下「A1」という）が解雇されたほか、その前後に同じく分会員のA8、A9及びA10の3名も解雇された。

これについて分会は、当委員会に不当労働行為救済申立て（42年（不）第17号事件）を行い、当委員会は審査の結果、43年5月8日、分会の請求を認容する救済命令を発し、その後大阪支店は、中央労働委員会に再審査を申し立てたが、45年5月6日、同委員会はこれを棄却した。

(2) 46年3月、分会は、大阪支店が組合事務所の移転問題等についての団体交渉を拒否したとして当委員会に不当労働行為救済申立て（46年（不）第9号事件）を行った。

これについては、当委員会が関与して、同年5月、労使双方は「誠実な団体交渉を行う」との内容で和解が成立した。

(3) 48年10月、分会は、大阪支店が職業病問題等に関する団体交渉を拒否するなどの不当労働行為を行っているとして当委員会に不当労働行為救済申立て（48年（不）第69号事件）を行い、当委員会は審査の結果、50年9月12日、分会の請求をほぼ認容する救済命令を発した。

(4) 49年1月、分会は、大阪支店が分会員に48年年末一時金の仮払いをしないとして、当委員会に不当労働行為救済申立て（49年（不）第5号事件）を行い、当委員会は審査の結果、同年4月13日、分会の請求を認容する救済命令を発した。

なお、前記の48年（不）第69号事件及びこの事件については、その後大阪支店は中央労働委員会に再審査を申し立てた。

これについては、中央労働委員会は当委員会の判断をいずれも認容して大阪支店の申立てを棄却したが、その後同支店は、東京地方裁判所に対して同命令の取消しを求める訴訟を提起し、本件は現在同地方裁判所に係属している。

(5) 51年3月、分会は、A1の原職復帰を認容した大阪府地方労働委員会の前記命令（42年（不）第17号事件）にもかかわらず、大阪支店は、分会との協定でA1を原職に復帰させるとしながら、A1に対して経理計算課で外貨取引の損益計算日報の作成業務しか与えず、A1の原職であった同課の次席、現在では課長代理の地位及び外国為替勘定等の業務に戻そうとしないなどの不当労働行為を行っているとして当委員会に不当労働行為救済申立て（51年（不）第19号事件）を行った。

これに対して、当委員会は審査の結果、52年11月9日、分会の請求を一部認容したが、A1の原職復帰後の地位は課長代理であるとする分会の申立てについては、①A1が解雇前に課長に次ぐ立場にあったことは認められるものの、従前大阪支店の各課にいた欠席が後述の新職制の発足後、各課で課長代理又はそれに相当する職に就任したとの疎明は不十分であり、②また、現在、大阪支店に設置されている各課には、必ずしも課長代理が置かれていない、としてこれを棄却した。

なお、これについてはその後分会は、中央労働委員会に再審査を申し立て、本件は現在同委員会に係属している。

3 銀行の組織機構と職制等について

(1) 銀行の本店における各営業所事務の窓口は、海外支店統括部で、この統括部長の下に5人の地域担当別の総支配人が任命されており、日本の営業所の担当は、極東及びオーストラリア部門の総支配人である。

なお、銀行は、本店と営業所の間で介在して本店各部門の窓口となるレグマン（地区総支配人）なる制度を設けているが、日本における各営業所を管轄しているのは、香港に事務所をもつ香港、日本ならびに韓国地区総支配人である。

(2) 各営業所の最高責任者は営業所支配人であるが、レグマンの支配下に属しているため、本店と営業所との許認可（予算の執行を含む）のやりとりは、営業所支配人からレグマンを通して本店へ行われ、逆の場合も同様に行われるルールになっている。

(3) 銀行には、従来Aクラスオフィサー（部長以上相当職）とBクラスオフィサー（課長相当職）の職制が設けられていたが、49年1月1日、①人事の停滞を改善し、従業員の意欲の向上を図る②業務の拡大に伴い、オフィサーの負担の軽減による業務の円滑化を図るという理由で、新たに課長代理及び係長の職制が設けられた（以下この職制が設けられた時期を「新職制の導入時」という）。同時に、課長代理には月額10,000円、係長には同5,000円の職位手当が新設された。

(4) 前記の新職制の導入時に大阪支店では後述のとおり課長代理に5名（うち分会員1名）、係長に6名（うち分会員1名）が昇格した。

なお、これらの昇格者は、昇格後50年4月までは従来と変わらない仕事をしていたが、その後特定の事項に限定してではあるが、銀行が作成する文書にサインする権限（署名権）が与えられた。

もともと、係長には係長固有の業務はなく、また、課長代理及び係長とも昇格後の業務内容は従前とほとんど変わらない場合が多かった。

(5) 銀行のA、B両クラスのオフィサーの任命は、営業所支配人がレグマンを経由して本店に申請し、本店の取締役会において決定される。

また、課長代理及び係長の任命は、同様に営業所支配人がレグマンに推薦し、レグマンが本店の同意を得て決定する。

(6) 前記の役職者の選考にあたっては、おおむね従業員の①勤続年数②管理能力③業務の精通度④若干の語学力⑤過去の実績⑥精勤度⑦勤務態度⑧性格⑨対外折衝能力等を考慮して、オフィサー会議でその選考を行い、営業所支配人が推薦者を決定している。

したがって、従業員の昇格の要件として、勤続何年以上というような明確な一定の基準は規定上確立していない。

なお、銀行はBクラスオフィサー以下の役職者については、組合員資格の有無は問わない方針をとっていた。

また、銀行は、長期欠勤の経歴のある者を特に昇格の対象から除外することはなかった。

4 A1らの個別事情について

(1) A1について

ア A1は、25年7月大阪支店に入社し、出納課に勤務したが、その後32年3月から後述の解雇期間を除いて現在に至るまで経理計算課に勤務しており、役職についていない従業員の中では最古参の一人である。

イ A1は、その間、30年7月大阪支店従業員組合結成の中心となり39年まで1期を除いてその役員を務めた。

また、39年7月、外銀労が結成されると、結成時から49年まで連続して中央執行副委員長を務めたほか、分会の執行委員や外銀連の中央執行委員、中央闘争委員あるいは関西地協議長なども歴任し、現在副会長である。

ウ 37年4月、A1、C1（以下「C1」という）、B1（以下「B1」という）及びC2（以下「C2」という）の4名（当時の大阪従組組合員）は、大阪支店支配人（以下「支店長」という）からBクラスオフィサーに昇格させる内示を受けた。

その際、支店長は、前記のA1ら4名に対して「組合員であるままではBクラスオフィサーになれない」旨の説明を加えた。

そのため、C1及びB1は大阪従組を脱退したが、A1は「組合員資格と業務上の立場は直接抵触しないと理解している」として大阪従組に態度を委ね、C2は「内示では脱退しないが発令されれば脱退する」旨の意思表示をした。

これについて大阪従組は、組合員の範囲に対する不当な介入であるとして支店長に対し団体交渉を申し入れ、その結果、6月9日、支店長と大阪従組との間において「銀行は、従業員に署名権限を授与する際、大阪従組が自ら決定する事項については介入しない」旨の覚書が締結された。

結局、6月、C1及びB1はBクラスオフィサーに昇格したが、A1及びC2は発令されなかった。

その際、支店長はA1らに対して「私は4名共昇格させるよう本店に申請したが、本店は一度に4名は多過ぎるから今回は2名にとどめるように回答してきた」旨説明した。なお、C2は42年8月退職した。

エ 46年2月15日、大阪支店は、前記42年（不）第17号事件にかかる当委員会及び中央労働委員会の前記命令に基づいて、A1に対して、同年3月1日から同人が解雇される直前に担当していた経理計算課の業務である外国為替勘定業務に従事するよう命じた。

オ A1は、46年3月1日から勤務についたが、当時同課の課長であったB2は、A1に対して「大阪支店としては、君の仕事をまだ本格的に決めていない。団交でいずれ解決するだろうから、とりあえず外国為替の売買ルート作成の仕事をしてほしい」旨述べ、A1はこれに従って同年9月17日まで同業務に従事した。

カ この間、労使は、A1を含む4名の前記解雇問題について、46年6月から10回余り

団体交渉を行った結果、同年9月17日、「A1ら4名を原職に復帰させる。また、同人らに対して解雇中の有給休暇及び特別有給休暇を与える」等の内容の労働協約を締結した。

このためA1は、翌18日から休暇に入り、改めて47年2月1日から職場に復帰することになった。

キ ところが、A1は、前記休暇中、右頸肩腕症候群にかかり、47年2月1日に就労することができず、その後同年9月末日まで8カ月間欠勤した。

ク 大阪支店は、前記労働協約の「A1を原職に復帰させる」という主旨に従って、10月1日からの同人の就労に際して、経理計算課で1日約2時間あれば完遂可能な外貨取引の損益計算日報の作成業務に従事するよう命じた。

同日、A1は就労したものの主治医からリハビリテーションのための勤務時間制限（1日2時間～5時間）を指示されていたことなどもあって、不規則な勤務状況が49年9月末日まで2年間継続し、同年10月1日から通常の勤務ができる状態となった。

ケ 53年1月27日、分会と大阪支店との間において、A1の職場復帰後の業務について団体交渉が行われ、同支店は、A1の業務として、経理計算課長のB3（以下「B3」という）が同課長代理当時担当していた業務をA1が従事し得る量を考慮して提示したが、その後8回にわたって行われた団体交渉においても、分会はこれに同意しなかった。

コ 55年4月7日、分会との団体交渉の席上大阪支店はA1の業務内容を改めて提案したが、分会は①外国為替の売買の業務が含まれているか否かの確認がない②A1の格付け（課長代理）についての提案がない、との理由でこれを拒否した。

サ 4月24日、再度の団体交渉において、大阪支店は前記①の業務を追加提案し、分会もこれについてはA1が解雇以前に従事していた業務に合致する旨の確認をしたが、分会は前記②の理由で、A1が大阪支店の提案した業務に従事することを拒否した。

シ 5月6日、大阪支店は、分会に対し「A1の格付け問題については、大阪府地方労働委員会で棄却され、現在貴分会がこれを不服として中央労働委員会に再審査を申し立てている以上、大阪支店としては新たな提案はしない。従って、大阪支店は、同人らに対して解雇前に従事していた業務を与えることを承諾があり次第、それに伴う経理計算課における事務の引継ぎ、再編成をする用意がある」旨通知した。

しかしながら、本件審問終結時においても分会はこれに同意していないため、この問題は労使間の懸案となっている。

(2) A2について

ア 分会員のA2（以下「A2」という）は、A1とほぼ同じ時期の25年11月大阪支店に入社し、主として貿易為替の仕事を担当しているが、これまでに外銀労大阪支部及び分会の執行委員を務めたほか、50年以降現在まで分会書記長を務めている。

イ A1及びA2と同じ25年に大阪支店に入社した者は、C3、C4、C5、C6、C7、C8（以下それぞれ「C3」、「C4」、「C5」、「C6」、「C7」、「C8」という）の6名であるが、そのうち分会員でないC3は、32年6月にBクラス、さらに44年5月にはAクラス、同じくC8は46年3月にBクラスのオフィサーにそれぞれ昇格しているほか、同じくC4も48年3月にBクラスのオフィサーに昇格した。

また、新職制の導入時には、分会員でないC 6及び分会員のC 7が課長代理に、同じく分会員のC 5は係長に昇格したが、A 2は昇格しなかった。

なお、C 6は、3カ月後の49年4月にはBクラスオフィサーに昇格し、C 7も課長代理昇格後分会を脱退して、51年7月にはBクラスオフィサーに昇格した。

さらに、C 5もその後分会を脱退し、53年7月には課長代理に昇格した。

一方、A 2は、53年7月係長に、54年8月課長代理に昇格した。

(3) A 3について

ア 分会長A 3（以下「A 3」という）は、24年9月大阪支店に入社し、27年11月まで勤務したが、その後病気のため長期欠勤し、31年3月復職した。

イ A 3の勤続年数については、労使間の賃金交渉において、同人の入社の日から復職の日までの期間のうち、実勤務年数（3年3カ月）を加算する合意が成立し、以後28年1月入社した者と同じの取扱いが行われている。

ウ A 3は、53年7月係長に昇格したが、仕事の内容は従前と変らなかった。

なお、27年に入社したC 9及び28年に入社したC 10は、新職制の導入時にそれぞれ課長代理に昇格し、更にその後Bクラスオフィサーに昇格した。

(4) A 4について

ア 分会員のA 4（以下「A 4」という）は、29年4月大阪支店に入社し、32年6月以降現在まで経理計算課に勤務している。

なお、同人は、現在分会の法対委員を務めているほか、これまでに分会書記長、関西地協副議長等を歴任した。

イ 新職制の導入時に、A 4の属する経理計算課では、分会を脱退していたB 3及びC 11がそれぞれ課長代理、係長に昇格したが、A 4は昇格しなかった。

なお、B 3は32年10月大阪支店に入社し、42年12月から同課で勤務している。

また、C 11は30年3月に同支店へ入社し、同課で給与関係の業務を担当していたが、同業務が総務・人事部へ移管されたのに伴い、同人も同部へ配置換えとなり、その際経理計算課の後任の係長は発令されなかった。

なお、C 11はその後退職したが、同人の退職後もその後任の係長は発令されなかった。

(5) A 5について

ア 分会員のA 5（以下「A 5」という）は、31年4月大阪支店に入社し、37年以降会計課に勤務している。

また、現在分会執行委員のほか関西地協副議長を務めているが、これまでに分会三役を歴任した。

イ 新職制の導入時に、会計課では分会を脱退していたC 7が前記のとおり課長代理に昇格したほか、同じく分会を脱退していたC 12及びC 13が係長にそれぞれ昇格した。

その際、A 5は課長のB 1に対し「私はどうなっていますか。（昇格の）基準は何ですか」とただしたところ、同課長は「勤続年数の古い順番である。次は君の番だから辛抱してくれ」との旨述べた。

また、当時分会はB 4人事部長に対し「不明朗な人事である。基準を示してほしい」と追及したが、その基準は示されなかった。

ウ 51年7月には、前記のとおりC7が課長代理からBクラスオフィサーに昇格したがその後任が発令されなかったため課長代理のポストが空席となった。

そこで、A5は課長のB1に対し「課長代理のポストが空席なのはおかしいのではないか」との旨ただしたところ、同課長は「私もそう思う。早く代理をつくって元の状態に戻したい」旨述べた。

エ A5は、53年1月から6月まで病気欠勤中のC13（その後死亡）に代わり現金出納係の仕事を務め、その後係長のC5と交替したが、C5は前記のとおり1カ月後の7月に課長代理に昇格した。

その際、A5は課長のB1に対し「私はどうなっていますか」とただしたところ、同課長は「もうちょっと辛抱してくれ。次は君だから」との旨述べた。

結局、A5は、54年8月係長に昇格した。

(6) A6及びA7について

ア 分会員のA6（以下「A6」という）は、32年8月大阪支店に入社し、36年9月から現在まで経理計算課に勤務している。

また、組合役員として現在分会執行委員のほか外銀労本部中央執行委員及び外銀労大阪支部長を務めており、これまでも分会三役のほか外銀労大阪支部書記長も歴任した。

イ 分会員のA7（以下「A7」という）は、32年12月大阪支店に入社し、54年2月会計課へ移るまで約21年間経理計算課に勤務した。

また、組合役員として52年以降本町地労共議長を務めているほか、これまでに分会長、外銀連副委員長、関西地協議長を歴任した。

ウ A6及びA7と同期に銀行へ入社した者は、C14、B3、A11の3名で、新職制の導入時に分会に加入していなかったC14はBクラスオフィサーに、同じくB3は前記のとおり課長代理に昇格したが、分会員であるA6、A7、A11の3名は昇格しなかった。

また、C14は、54年1月Aクラスオフィサーに、B3は、51年7月Bクラスオフィサー（経理計算課長）に昇格した。

その後、A6は54年8月係長に昇格したが、A7及びA11は係長に昇格しなかった。

エ A6及びA7が入社した32年以降に銀行の在日各支店へ入社した者のうち、53年12月現在、係長以上の昇格者は、外銀労組合員では15名のうち1名、従組組合員では8名のうち1名であるが、非組合員では12名のうち8名である。

また、35年12月以前に銀行の在日各支店へ入社した者についてみれば、非組合員は全員係長以上に昇格した。

(7) その他

ア 前記のとおり新職制の導入時、大阪支店で初めて5名の課長代理と6名の係長が発令され、同支店の組織は別表1のとおりとなった。

そのうち、課長代理となったC6、C7、B3、C9及びC10は、その後いずれも前記のとおりBクラスオフィサーに昇格したが、その際後任の課長代理は発令されなかった。

その結果、54年3月には、大阪支店における組織は別表2のとおりとなって、新職

制の導入時に5名いた課長代理は、係長から昇格したC5のみとなったほか、係長についても死亡したC13及び退職したC11がそれぞれついていたポストがなくなった。
イ 55年8月現在、銀行の東京、大阪、神戸の3支店に在職する従業員を、入社順に50番目までみると、その昇格状況は別表3のとおりである。

第2 判断

1 A1らの昇格について

(1) 申立人は、次のとおり主張する。被申立人らは、A1、A2、A3、A4、A5、A6及びA7の7名の分会員（以下これらの者を「A1ら7名」と総称する）をそれぞれ昇格すべき時期に昇格させていない。

すなわち、

ア A1は、46年4月Bクラスオフィサーに昇格すべきである。

イ A2は、49年1月課長代理に、更に51年7月Bクラスオフィサーに昇格すべきである。

ウ A3及びA4は、49年1月課長代理に昇格すべきである。

エ A5、A6及びA7は、49年1月係長に、更に51年7月課長代理に昇格すべきである。

にもかかわらず、いずれも昇格していないのは、被申立人らは分会を嫌悪し、A1ら7名の分会員を集团的に不利益に取り扱うことによって分会の弱体化を企図した不当労働行為である。

(2) これに対して、被申立人らは、A1ら7名が昇格しなかったのは以下の理由によるものであって、本件申立ては理由がないと主張する。

すなわち、

ア 大阪支店は、従業員の処遇に関して資格制度を採用していない。

イ 賃金の決定は、職務給や職能給に依拠するものではなく、年令及び勤続年数によって機械的になされ、その間に考課査定等の入り込む余地のない制度として確立している。

ウ Bクラスオフィサー、課長代理及び係長等の管理監督職は経営管理的に最も合理的な組織に対応して定まるから、常に外的及び内的な変化に対応して変化する。

エ 管理監督職の人選について、銀行としては、組合員であるという差別意識をもったことはなく、適材を適所に配置したものであって、任命されなかった者は、その時点で管理監督職につく者としてふさわしくなかった者である。

よって、以下判断する。

(3) まず、大阪支店における職制についてみる。

大阪支店では、前記認定のとおり、49年1月、①人事の停滞を改善し、従業員の意欲の向上を図る②業務の拡大に伴い、オフィサーの負担の軽減による業務の円滑化を図るという理由で、新たに課長代理及び係長の職制が設けられ、5名の課長代理と6名の係長が任命された。

その際、課長代理に任命されたC6、C7、B3、C9及びC10の5名は、その後いずれもBクラスオフィサーに昇格したが、その後任が発令されなかったために、54年3月には課長代理が係長から昇格したC5のみとなっていること、更には、係長について

も死亡したC13及び退職したC11の後任が補充されていない事実が認められる。

また、課長代理及び係長には、特定の事項に限定して若干の署名権が与えられたものの、いずれも昇格後の業務内容は従前とほとんど変わらない場合が多い実態からすれば、これらの職制は、業務上の必要性から設けられたというよりも、人事の停滞を改善し、従業員の意欲の向上を図ることに主たるねらいがおかれていると判断される。

- (4) ところで、被申立人らが主張するように、銀行における賃金の決定は、年令及び勤続年数によって機械的になされる。すなわち、同一年令、同一勤続年数ならば同一賃金という賃金体系をとっていることから、賃金面での差は職位手当が支給される職制であるか否かによって生ずる。

したがって、係長以上の役職者への昇格は、従業員にとって将来にわたり経済的に大きな影響を及ぼすものであるから、合理的、かつ、公正に行われるべきものであることはいうまでもない。

- (5) なるほど、被申立人らが主張するように、管理監督者は、経営管理的に最も合理的な組織に対応して定まるから、常に外的及び内的な変化に対応して職制も変化するものであることは否定しえないところである。
- (6) しかしながら、前記認定のとおり、大阪支店では、新職制の導入時に5名いた課長代理が54年3月には1名となり、係長についても死亡ないし退職者の補充がなされなかった。

このことは、業務の拡大に伴いオフィサーの負担を軽減するとともに、人事の停滞の改善を図るという新職制の導入の目的と余りにもかい離するものであり、また、新職制を短期間のうちに、しかも大幅に変更しなければならなかった事情も認められない。

- (7) そこで、役職者の人選に際し、A1ら7名が、申立人の主張する時期にいずれも昇格しなかったことについて、これら各人に合理的な個別事情があったか否かの検討を要するので、以下この点について判断する。

ア A1について

- ① A1は、前記認定のとおり、役職についていない大阪支店の従業員の中では最古参の一人である。

また、A1は、37年4月、支店長からBクラスオフィサーに昇格させるとの内示を受けたが、結局この昇格は実現しなかった。

- ② ところで、A1は、その後解雇され、当委員会及び中央労働委員会の前記命令によって職場復帰したものの、病気のため長期欠勤し、49年10月1日から通常の勤務ができる状態となったことが認められる。

- ③ しかしながら、A1の職場復帰後の地位については、分会は、前記認定のとおり、当委員会の前記命令（51年（不）第19号事件）を不服として、中央労働委員会に再審査の申立てを行い、本件は同委員会に係属中であるが、同人が通常の勤務ができる状態となって以後本件審問終結時においても何らの役職についていない。

- ④ A1について、同人が通常の勤務ができる状態となって以後、管理監督職としてふさわしくない事実があったとの事実は認められず、また、銀行は、長期欠勤の経歴のある者を特に昇格の対象から除外することはなかったのであるから、同人がかつて支店長からBクラスオフィサー昇格の内示を受けたことがあること、及び同人

の大阪支店における勤続年数さらには経理計算課における経歴等を併せ考えれば、同人が本件審問終結時においても何らの役職についていないことについて合理性が認められない。

- ⑤ もっとも、申立人は、A 1 を46年4月に、Bクラスオフィサーに昇格させるべきであると主張するが、同人の昇格の時期及び地位については、後述するとおり別途の検討を要する。

イ A 2 について

- ① A 2 は、A 1 と同じ25年に大阪支店に入社したが、前記認定のとおり同じ時期に同支店へ入社した者のうち、新職制の導入時に分会に加入していなかったC 3 はAクラスオフィサーに、同じくC 4 及びC 8 はBクラスオフィサーに、同じくC 6 及び分会員のC 7 は課長代理に、また、分会員のC 5 は係長に、それぞれ昇格したが、A 1 とA 2 は昇格しなかった。
- ② 更に、C 6 は、3カ月後の49年4月にはBクラスオフィサーに昇格し、C 7 も課長代理昇格後分会を脱退し、51年7月にはBクラスオフィサーに昇格したほか、C 5 もその後分会を脱退し、53年7月には課長代理に昇格している。
- ⑧ 一方、A 2 は、53年7月係長に、54年8月課長代理に昇格しているのであるが、同人と同じ時期に大阪支店へ入社した前記の者と比較して、その昇格は著しく遅れており、これについて、同人に業務上特段の事情も認められないのであるから、同人に対する前記の昇格措置は、合理性があるものとは認め難い。

ウ A 3 について

- ① A 3 は、24年9月大阪支店に入社したが、その後病気で長期欠勤したため、労使間の交渉により28年1月入社した者と同一の取扱いが行われていることは前記認定のとおりである。
- ② ところで、27年に大阪支店へ入社したC 9 及び28年に入社したC 10 は、新職制の導入時にそれぞれ課長代理に昇格し、更にその後Bクラスオフィサーに昇格しているのであるが、A 3 は、53年7月になって係長に昇格しており、前記のC 9 及びC 10 と比較して著しい差異がみられる。
- ③ 前記認定のとおり、銀行は、長期欠勤の経歴のある者を特に昇格の対象から除外していないこと、及びA 3 についても業務上特段の事情が認められないことからすれば、同人の昇格が遅れていることについても、その合理性が認められない。

エ A 4 について

- ① A 4 は、29年4月大阪支店に入社し、32年6月以降経理計算課に勤務しているが、前記認定のとおり、同課では新職制の導入時に、32年10月に同支店へ入社したB 3 は同課の課長代理に、30年3月に入社したC 11 は係長に昇格し、更に、B 3 は、51年7月にはBクラスオフィサーに昇格している。
- ② ところで、前記認定のとおり、B 3 及びC 11 は、新職制の導入時にすでに分会を脱退していた者であるが、その後B 3 はBクラスオフィサーに昇格した際に、後任の課長代理が発令されず、また、C 11 が経理計算課から総務・人事部へ配置換えになった際にも経理計算課の後任の係長は発令されていない。
- ③ 被申立人らは、B 3 がBクラスオフィサーに昇格した際に、経理計算課の後任の

課長代理を補充しなかったのは、同課は他の部門に比して、顧客との折衝度が異なるから必要がなかったと主張するのであるが、この主張は、銀行が新職制を設けた主旨に反し首肯できない。

- ④ また、前記認定のとおり、35年12月以前に銀行へ入社した者のうち非組合員はすべて係長以上に昇格しているにもかかわらず、A4は係長にもなっていない。

しかしながら、A4が全く昇格しないことについて業務上特段の事情も認められないのであるから、同人は管理監督者としてふさわしくなかった者であるという被申立人らの主張は採用できない。

オ A5について

- ① A5は、31年4月大阪支店に入社し、37年以降会計課に勤務しているが、前記認定のとおり、新職制の導入時に、会計課では分会を脱退していたC7が課長代理に、同じく分会を脱退していたC12及びC13が係長に昇格したため、その際、A5は課長のB1に対し「私はどうなっていますか。(昇格の)基準は何ですか」とただしたところ、同課長は「勤続年数の古い順番である。次は君の番だから辛抱してくれ」との旨述べている。
- ② また、51年7月には、C7が課長代理からBクラスオフィサーに昇格したが、その際、その後任が発令されなかったため、A5は、課長のB1に対し「課長代理のポストが空席なのはおかしいではないか」との旨ただしたところ、同課長は「私もそう思う。早く代理をつくって元の状態に戻したい」との旨述べている。
- ③ 更に、53年7月、係長のC5が課長代理に昇格した際も、A5は、課長のB1に対し「私はどうなっていますか」とただしたところ、同課長は「もうちょっと辛抱してくれ。次は君だから」との旨述べた事実が認められる。
- ④ 結局、A5は、54年8月になって係長に昇格したのであるが、前記のB1のたび重なる発言にもかかわらず、㉞大阪支店は、退職した係長及び課長代理に昇格した係長などの後任やBクラスオフィサーに昇格した課長代理の後任を発令していないこと、㉟53年12月には、35年12月以前に銀行へ入社した非組合員は全員係長以上に昇格していること、㊱更には、A5がこれまで昇格しなかったことについて業務上特段の事情も認められないことを併せ考えれば、A5の前記昇格の時期及び格付けについても、当を得たものとは判断できない。

カ A6及びA7について

- ① A6及びA7は、32年に大阪支店へ入社し、それぞれ経理計算課及び会計課に勤務しているが、いずれも経理関係の業務に長く従事しているので、その経験は豊富であるとみることができる。
- ② ところで、前記認定のとおり、A6及びA7と同期に銀行へ入社した者は、C14、B3、A11の3名であるが、そのうち新職制の導入時には、分会に加入していなかったC14はBクラスオフィサーに、同じくB3は課長代理に昇格し、更にC14は54年1月Aクラスオフィサーに、B3は51年7月Bクラスオフィサーにそれぞれ昇格しているものの、分会員のA6、A7、A11は昇格していない。
- ③ 結局、A6は54年8月になって係長に昇格したものの、A7は現在に至るまで係長にも昇格していないのであるが、㉞53年12月現在、35年12月以前に銀行の在日各

支店へ入社した者のうち、非組合員は全員係長以上に昇格していること、④A 6 及びA 7がこれまで昇格しなかったことについて業務上特段の事情も認められないことから判断してA 6 及びA 7も管理監督者としてふさわしくなかった者であるという被申立人らの主張は採用できず、両人の昇格が遅れていることについても別の理由があったものと言わざるを得ない。

(8) 結論

ア 以上要するに、被申立人らが主張するように、A 1ら7名は、管理監督者としてふさわしくない者であると認めるに足る疎明はなく、同人らが昇格しなかったり、他の従業員に比して著しく昇格が遅れていることについて合理性を認めることはできない。

イ また、前記認定のとおり32年以降に銀行の在日各支店へ入社した者のうち、53年12月現在の昇格者は、非組合員では12名のうち8名であるのに対し、外銀労組合員では15名のうち1名であり、従組組合員では8名のうち1名であり、更に35年以前に銀行の在日各支店へ入社した者についてみれば非組合員は全員係長以上に昇格しているのであって、組合員と非組合員の差異は顕著である。

ウ 更に、前記認定のとおり、これまで労使間には、数次にわたる不当労働行為をめぐる紛争が発生している事実にかんがみれば、大阪支店は、分会ないしは上部団体の中心的な役職を歴任してきたA 1ら7名の組合活動を嫌悪していたものと判断される。

エ したがって、前記の事実及び判断を総合すれば、A 1ら7名の相当長い勤続年数にもかかわらず、同人らが昇格しなかったり、昇格が他の従業員に比して著しく遅れているのは、同人らがいずれも分会ないし外銀労の中心的な活動家であることを理由に、意図的になされた同人らに対する集団的な不利益取扱いであり、ひいては、分会の弱体化を企図したものと判断するのが相当であって、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると言わざるを得ない。

2 救済方法等について

(1) 申立人は、本件昇格差別は、労働組合法第27条第2項に規定する「継続する行為」に該当するとして、申立日の1年以上前からの是正を求めるのに対し、被申立人らは、本件申立ての内容は、前記の「継続する行為」に該当せず、除斥期間を経過しているから却下されるべきであると主張する。

よって、以下この点について判断する。

(2) いわゆる「継続する行為」については、種々議論の存するところであるが、なされるべき昇格を行わなかった使用者の各不作為行為は、その都度独立して行われ、それぞれ発令されるべき時点で完結する1回限りのものとみるのが相当である。

したがって、この点についての申立人の前記主張は失当であり、申立人の昭和52年12月26日以前に係る昇格についての申立ては、労働委員会規則第34条第1項第3号により却下せざるを得ない。

しかしながら、昇格に関する不利益取扱いの申立てについて、申立日の1年前の時点において、使用者に不利益取扱いの事実が認められ、かつその不利益取扱いが使用者によってそれ以前になされた昇格に関する作為又は不作為による不当労働行為に帰因するものであることが認められるときは、使用者に対して、その不利益取扱い行為の是正を命じることは、労働組合法第27条第2項に何ら抵触するものではないと考える。

(3) したがって、当委員会は、本件申立日の1年前である52年12月27日付けをもってA1から7名を、次のとおり昇格したものと取り扱うのが相当であると判断する。

ア A1及びA2について

A1は、前記認定のとおり①かつて支店長からBクラスオフィサー昇格の内示を受けたことがあること②同人と同期に銀行へ入社したものは51年7月までにおおむねBクラスオフィサー以上に昇格していることから、Bクラスオフィサーに昇格したものとするのが相当である。

また、A2は、A1と同期に大阪支店へ入社しており、前記判断からして、A1同様にBクラスオフィサーに昇格したものとするのが相当である。

なお、A1及びA2と同期に大阪支店へ入社したC5は、課長代理の地位にとどまっているが、前記のC3、C4、C6、C7及びC8らは、すべて51年7月までにBクラスオフィサーに昇格しているのに対し、同人は、分会脱退後の53年7月に課長代理に昇格したことからすれば、これはむしろ同人が分会員であったが故に昇格が遅れたとみるべきである。

イ A3について

A3は、前記のとおり28年1月入社したものと取り扱われているが、①同人とほぼ同じ時期に銀行へ入社したC9及びC10は新職制の導入時に課長代理に昇格し、更にその後Bクラスオフィサーに昇格していること②32年9月に入社したC14及び同年10月に入社したB3は、それぞれ49年1月及び51年7月にBクラスオフィサーに昇格していることから、A3を少くとも課長代理に昇格したものとするのが相当である。

ウ A4について

①A4より後の31年7月及び同年11月に銀行へ入社したC15及びC16は、いずれも新職制の導入時に課長代理となっていること②同じく32年に入社した前記のC14及びB3は51年7月までにBクラスオフィサーに昇格していることから、A4についても少くとも課長代理に昇格したものとするのが相当である。

エ A5について

前記のとおり、①A5と同期に銀行へ入社したC15及びC16は、新職制の導入時に課長代理となっていること②A5より後に入社したC14及びB3は51年7月までにBクラスオフィサーに昇格していることから、A5についても少くとも課長代理に昇格したものとするのが相当である。

オ A6及びA7について

前記のとおり、①A6及びA7と同期に銀行へ入社したC14は、新職制の導入時にBクラスオフィサーに、更に54年1月にはAクラスオフィサーに昇格していること②同じくB3は、新職制の導入時に課長代理となり、更に51年7月にはBクラスオフィサーに昇格していることから、A6及びA7についても少くとも課長代理に昇格したものとするのが相当である。

よって、主文のとおり命じるものである。

3 大阪支店の当事者適格について

(1) 被申立人らは、大阪支店は次のとおり本件申立てについては、全く処理する権限を有せず被申立人適格がないので、大阪支店を被申立人とする申立ての部分は却下されるべ

きであると主張する。すなわち、

ア 管理監督者であるBクラスオフィサーは、銀行の取締役会によって任命され、また、課長代理及び係長の任命権限は、レグマンに与えられているので、これらの管理監督者の任命について支店長がなし得るのは、レグマンに対しその必要性を上申するだけであって、支店長には人事権がない。

イ 従業員の昇格は、不確定要素であるから、毎年の人件費予算に組み入れられていないので、格差是正の救済命令が発せられても、大阪支店には支払能力がない。

よって、以下この点について判断する。

- (2) なるほど、大阪支店におけるBクラスオフィサーの任命は支店長がレグマンを経由して本店に申請し、それに基づいて本店の取締役会が決定することになっており、また、課長代理及び係長の任命については、支店長がレグマンに推薦し、それに基づいてレグマンが本店の同意を得て決定することになっていることは、前記認定のとおりである。
- (3) しかしながら、これらの役職者は、先ず支店長の申請ないしは推薦がなければその決定はあり得ないのであり、また、大阪支店におけるオフィサー会議において役職者の推薦を決定しているのであるから、A 1ら7名が昇格する場合、支店長の申請ないしは推薦があることが前提となる。

このことは、前記認定のとおり37年6月、A 1及びC 2が支店長からBクラスオフィサーに昇格させる内示を受けながら、結局発令されなかった際に、支店長はA 1らに対し「私は4名昇格させるよう本店に申請したが、本店は一度に4名は多過ぎるから今回は2名にとどめるよう回答してきた」旨説明していることから明らかである。

- (4) すなわち、審問の全趣旨からしてA 1ら7名の昇格については、銀行の本店ないしはレグマンが同人らの昇格に関する独自の判断資料をもたず、実質的に支店長の申請ないしは推薦によって昇格者ないしその順位が決定されていると推認されるから、被申立人らの大阪支店には人事権がないとの前記主張は失当であり採用できない。
- (5) また、被申立人らの、大阪支店は従業員の昇格に伴う賃金格差是正について支払能力がないとの主張であるが、前記認定のとおり、予算の執行についても大阪支店は単独ではなし得ないというにすぎず、大阪支店に関する予算は、すべてあらかじめ銀行の本店の許可を受けて執行されているのであるから、被申立人らの主張は失当である。

4 その他

- (1) 被申立人らは、本件申立てのうち、A 1に係る部分は、申立人が前記の当委員会の命令（51年（不）第19号事件）を不服として、中央労働委員会に再審査の申立てを行い、現在同委員会に係属しているのであるから、仮に前記判断2の(1)の理由がないとしても、この部分は二重申立てに該当するから、却下されるべきであると主張する。
- (2) なるほど本件において、申立人はA 1を46年4月に遡って昇格させるべきであると主張しているのであるが、当委員会の前記命令は、A 1個人の原職復帰後の地位について判断したものであるのに対して、本件は、前記判断のとおりそれ以後の申立日の1年前以内において行われている集団的な昇格差別について判断するものであるから、審査の対象を異にしており、被申立人らの主張は採用できない。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条によって、主文のとおり命令する。

昭和56年8月7日

大阪府地方労働委員会

会長 後 岡 弘

(別表 略)